平成２９年（フ）第７０号
三重県四日市市東日野町1288番地10
債務者　坂本アユミこと　ＳＡＫＡＭＯＴＯ　ＣＬＡＵＤＩＡ　ＡＹＵＭＩ
１　決定年月日時　平成29年５月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第９４号
三重県四日市市九の城町２番２号　森ビル５Ａ
債務者　岡本　英雄
１　決定年月日時　平成29年５月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第２３１号
兵庫県尼崎市道意町３丁目３番地の８　サウスＴＫマンション303
債務者　雷　麻衣子
１　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２５０号
兵庫県尼崎市東七松町１丁目11番２―203号
債務者　山下　正人
１　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２６２号
兵庫県尼崎市常光寺１丁目７番２―301号
債務者　中原　幸二
１　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２６３号
兵庫県尼崎市常光寺１丁目７番２―301号
債務者　中原　和子
１　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第５３号
山口県下関市東向山町12番９号　コーポ東向山　101号
債務者　田後　豊隆
１　決定年月日時　平成29年５月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第５５号
愛媛県新居浜市八幡１丁目８番36号、前住所香川県観音寺市大野原町井関99番地２
債務者　佐伯　茂洋
１　決定年月日時　平成29年５月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第１５号
高知県四万十市楠島1022番地21
債務者　大橋　一之
１　決定年月日時　平成29年５月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで　高知地方裁判所中村支部

平成２９年（フ）第３４号
福岡県田川郡添田町大字添田1142番地の３改良峰地団地10号
債務者　大道　隆司
１　決定年月日時　平成29年５月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第９７号
大分市新町２番１号（ヤマトビル905）
債務者　緒方　　亮
１　決定年月日時　平成29年５月30日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１２９号
大分市大字下郡1639番地の２（県営１Ａ４―33）
債務者　渚　　恵美
１　決定年月日時　平成29年５月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１３９号
宮崎市大島町大将堀1814番地２
債務者　松永　康夫
１　決定年月日時　平成29年５月30日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１６６号
鹿児島県鹿児島市鴨池新町14番19号
債務者　福元　大樹
１　決定年月日時　平成29年５月30日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第４１号
鹿児島県霧島市国分野口町19番７―202号野口団地202号
債務者　清**藤**かおり（旧姓山口）
１　決定年月日時　平成29年５月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第５３号
鹿児島県霧島市国分野口町19番７―202号野口団地202号
債務者　清**藤**　典人
１　決定年月日時　平成29年５月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第３５号
鹿児島県出水市下知識町922番地
債務者　二階堂行寛
１　決定年月日時　平成29年５月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係